

『最低賃金に関する報告書』
から読み解く
最低賃金の今後の課題

2022年11月25日
小前 和智

本日の内容

最低賃金制度の概要

議論の背景 一最低賃金の近年の動向

「最低賃金に関する報告書」

第1章 最低賃金制度の全体像

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活

第3章 最低賃金と労働市場

第4章 最低賃金の生産性、企業の対応

第5章 最低賃金と地域

最低賃金の今後の焦点

全体版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973897.pdf>

概要版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000974537.pdf>

最低賃金制度の概要

- 地域別最低賃金と特定最低賃金
- 最低賃金の決定手続き
- 地域別最低賃金決定の考慮要素
 - 地域における労働者の生計費
 - 賃金
 - 通常の事業の賃金支払能力
- A～Dランク別に出される目安額（中央最低賃金審議会）
- 諸外国の最低賃金（制度）

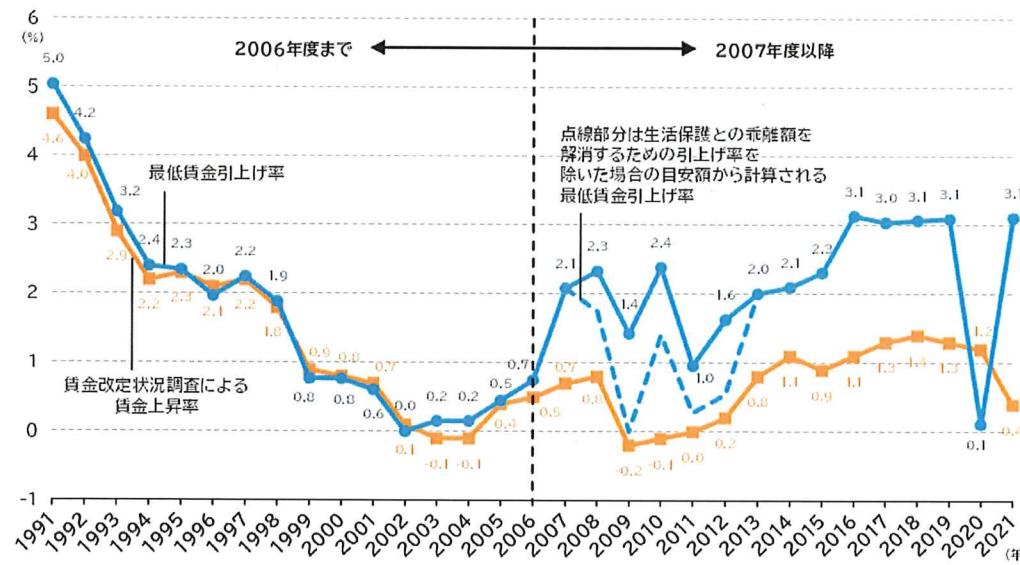
	地域別最低賃金	特定最低賃金
役割・機能	<ul style="list-style-type: none">• すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット	<ul style="list-style-type: none">• 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
適用対象	<ul style="list-style-type: none">• 産業・職業を問わず、すべての労働者に適用• 都道府県ごとに適用（原則として事業所の所在地による）	<ul style="list-style-type: none">• 産業又は職業ごとに適用• その産業の基幹的労働者^{※1}に適用 <p><small>※当該産業に特有・主要な業務に従事する労働者</small></p>
決定方式	<ul style="list-style-type: none">• 行政機関に決定を義務付け <p><small>※全国各地域について必ず決定されなければならない</small></p>	<ul style="list-style-type: none">• 関係労使の申出により新設、改正又は廃止
効力	<ul style="list-style-type: none">• 最低賃金法上、刑事罰あり（50万円以下の罰金）• 民事的な効力あり (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効・修正)	<ul style="list-style-type: none">• 最低賃金法上、刑事罰なし• 民事的な効力あり (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効・修正)

背景 – 最低賃金の近年の動向

■ 最低賃金による実質的な影響が顕在化

- 引上げの“慣習”的な変化
- 3%程度の継続的な引上げ
- 最低賃金が実際の時給額に近接

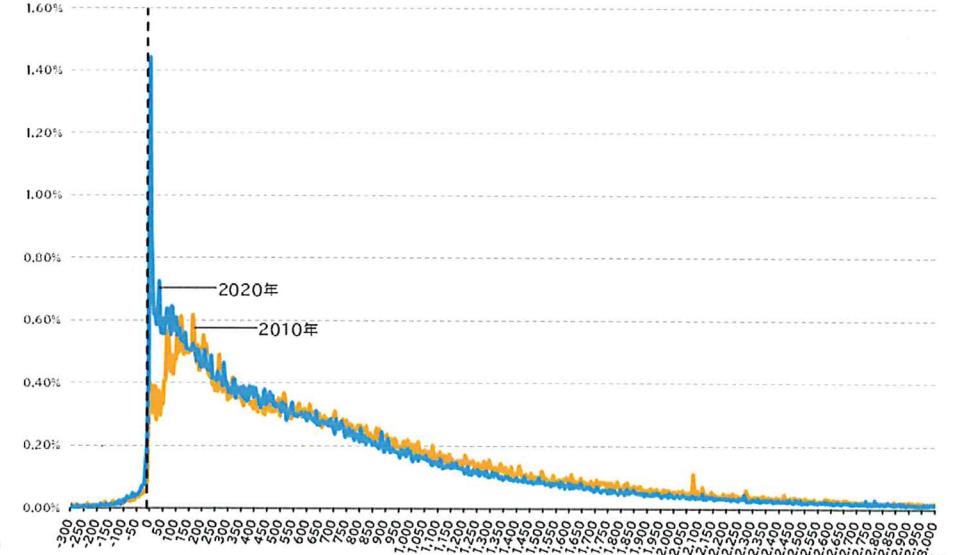
■ 最低賃金に“張り付く”



(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注)1. 賃金改定状況調査第4表は、常雇労働者数30人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査した結果に基づき、時間当たり所定内賃金の上昇率を示したもの。

2. 最低賃金引上げ率は、各地域最低賃金額(時限額)全国加重平均の上昇率。



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査結果情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。

(注)1. 常雇労働者数が10人以上の民営事業所及び公務労働者数が5~9人で企業全体の常雇労働者数も5~9人である民営事業所の常雇労働者の数値。
2. 1時間当たり所定内給与額とは、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、過労手当、精勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2010年の数値は、2020年調査の集計結果、従元方法に合わせて集計している。

第1章 最低賃金制度の全体像（1）

■ 引上げ率からみた3つの期間

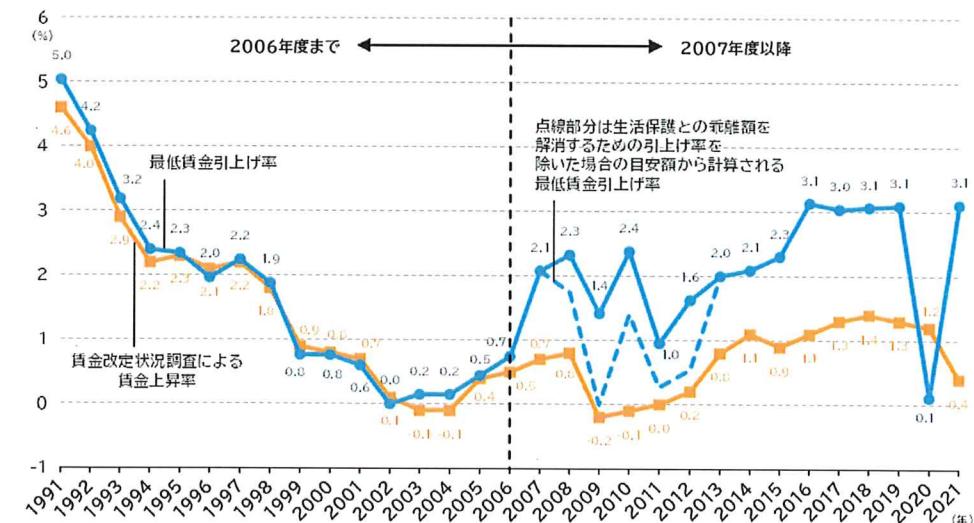
- ・～2006年度
- ・2007～2012年度
- ・2013年度～

■ 背景としての、最低賃金引上げの“慣習”的変化

図表 1.1.4 賃金改定状況調査による賃金引上げ率と最低賃金引上げ率の推移

図表 1.1.1 地域別最低賃金と特定最低賃金の概要

経済財政運営と改革の基本方針 2019	最低賃金については、この3年、年率3%程度を目指して引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。
経済財政運営と改革の基本方針 2020	……最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。
経済財政運営と改革の基本方針 2021	……最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とするすることを目指し、本年の引上げに取り組む。



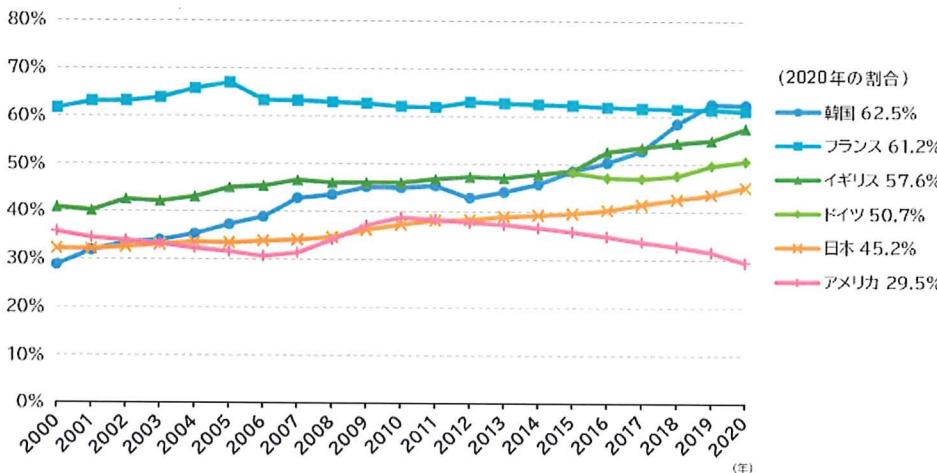
(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」

(注)1. 賃金改定状況調査結果第4表は、常用労働者数30人未満の企業に属している民間事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査した結果に基づき、時間当たり所定内賃金の上昇率を示したもの。
2. 最低賃金引上げ率は、地域最低賃金額(時薪額)全国加重平均の上昇率。

第1章 最低賃金制度の全体像（2）

- フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合
ただし、各国の背景は考慮する必要あり
- 過去の最低賃金引上げの影響を検証
イギリス、ドイツ

図表 1.2.3 諸外国のフルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合の推移



(資料出所)OECD.Stat "Minimum relative to average wages of full-time workers"

(注)1. 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏では若手者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

2. アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

3. ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

図表 1.2.4 諸外国の最低賃金に関する報告書の概要

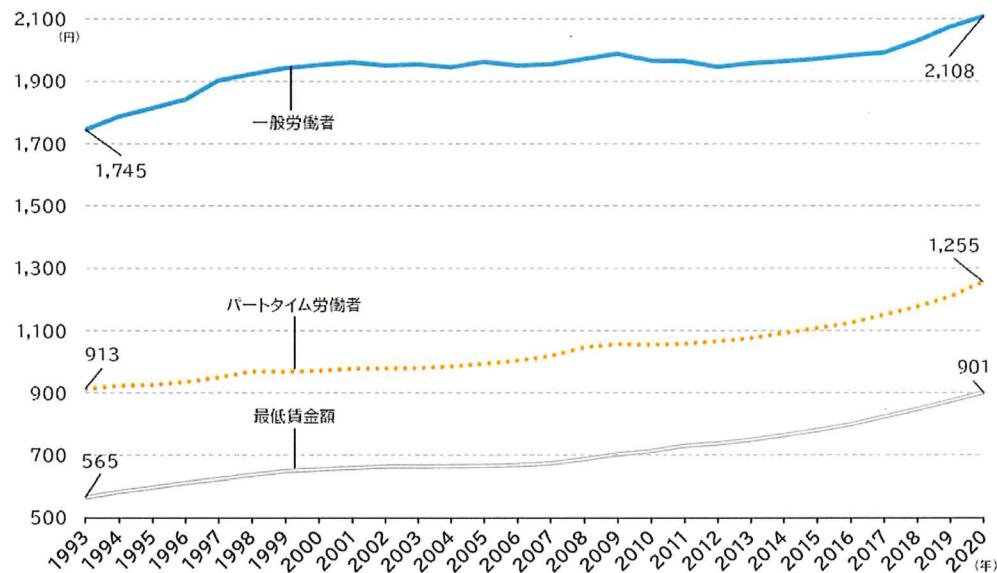
	<p>ドイツ</p> <p>公労使三者構成の最低賃金委員会は、2年に1度の改定の決議の際に、「法定最低賃金の影響に関する報告書」を提出。例年、改定額は協約賃金の動向を重視して決定される傾向があるが、改定の決議に付属の報告書では、過去の最低賃金引上げに伴う以下の影響を統計データや実証研究等を用いて検証している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 労働者の保護(賃金への影響、最低賃金違反の状況、社会保障への影響)② 雇用(雇用、失業、労働時間、職業教育等への影響)③ 企業の競争条件(人件費、生産性、手続コスト、投資、価格、消費、利益等)
	<p>フランス</p> <p>学識経験者によって構成される専門家委員会は、毎年、団体交渉委員会(公労使三者構成)と政府に対し、最低賃金(SMIC)に関する報告書を提出。例年、報告書では、物価・賃金スライド制による自動改定に加えて、政府裁量による上乗せの改定を行うかどうか等を検討している。その際、主に統計データを用いて、直近の経済状況だけでなく、最低賃金引上げの賃金や企業の競争力への影響や、最貧困労働者の属性を確認し、最低賃金の水準の国際比較等も行っている。</p>

(資料出所) 令和3年度中央最低賃金審議会第1回会合に関する小委員会 報告書「諸外国の最低賃金の状況・報告書」(2021年)

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（1）

- 最低賃金の引上げと賃金の伸び率
- 最低賃金近傍労働者の割合（最低賃金に“張り付く”ことと関係）

図表 2.1.3 時間当たり所定内給与額及び最低賃金額の推移（金額）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より厚生労働省労働基準局にて算出。

（注）1. 時間当たり所定内給与額は、常雇労働者を5人以上雇用する事業所における年平均の数値。

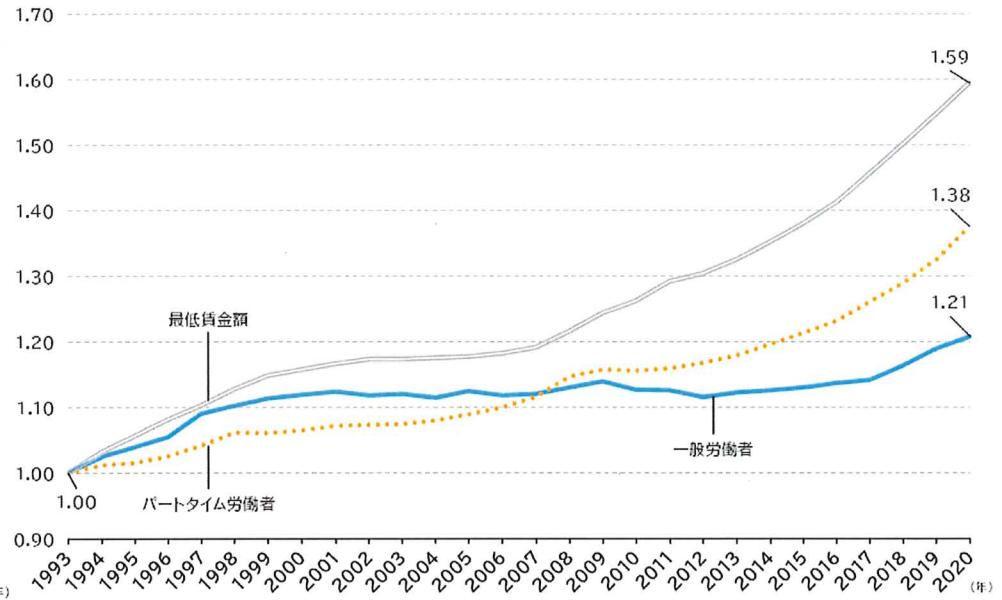
2. 時間当たり所定内給与額は、所定内給与額を所定内労働時間で除したもの。

3. 所定内給与額には、通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

4. 最低賃金額は、各年の前年の秋から適用された地域別最低賃金の全国加重平均額。

5. 「毎月勤労統計調査」では、1993年より一般労働者、パートタイム労働者別の調査を行っている。

図表 2.1.4 時間当たり所定内給与額及び最低賃金額の推移（1993年基準）



（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より厚生労働省労働基準局にて算出。

（注）1. 各年の現額は、1993年の金額を1.00とした値。

2. 時間当たり所定内給与額は、常雇労働者を5人以上雇用する事業所における年平均の数値。

3. 時間当たり所定内給与額は、所定内給与額を所定内労働時間で除したもの。

4. 所定内給与額には、通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

5. 最低賃金額は、各年の前年の秋から適用された地域別最低賃金の全国加重平均額。

6. 「毎月勤労統計調査」では、1993年より一般労働者、パートタイム労働者別の調査を行っている。

図表 2.1.26 最賃近傍雇用者割合の推移

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
5.8%	6.7%	8.5%	8.3%	8.7%	9.4%	10.2%	10.3%	11.3%	11.9%	13.4%	14.1%

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査員情報による労働者労働基準法に基づいて集計している。

（注）1. 常雇労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者が5～9人である企業全体の常用労働者数も5～9人である民間事業所における常用労働者の割合。

2. ここでは、各年の6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1倍である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義している。

3. 所定内給与額には、通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

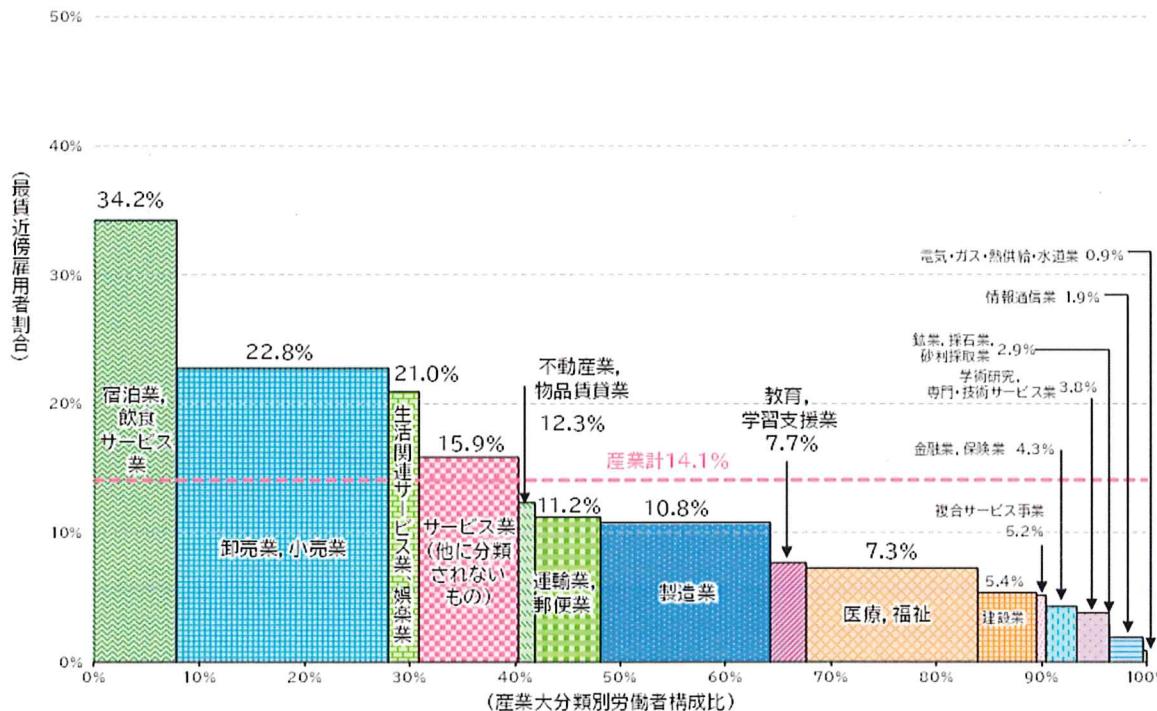
4. 2009～2019年の数値は、2020年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（2）

■ 産業別の影響の大きさ

- 宿泊業、飲食サービス業
- 卸売業、小売業
- 生活関連サービス業、娯楽業

図表 2.1 27 産業別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の現直景情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)1. 常用労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民間事業所の数値。

2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、該群の「最賃近傍雇用者割合」は常用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、過勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。

3. 構成の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

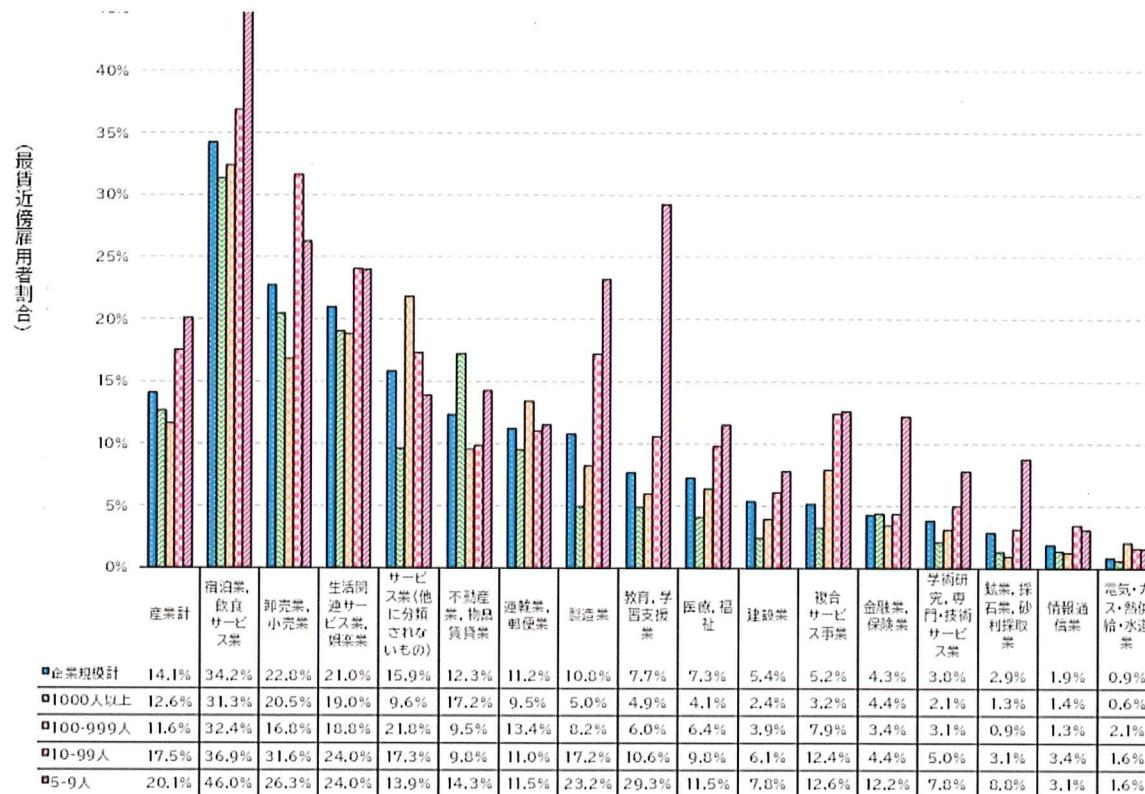
4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者のボリューム(産業計の常用労働者に占める比率)を示している。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（3）

■ 企業規模別の影響の大きさ

概ね小規模の企業ほど最低賃金近傍労働者の割合が高い

図表 2.1 31 産業×企業規模別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所) 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査実情を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

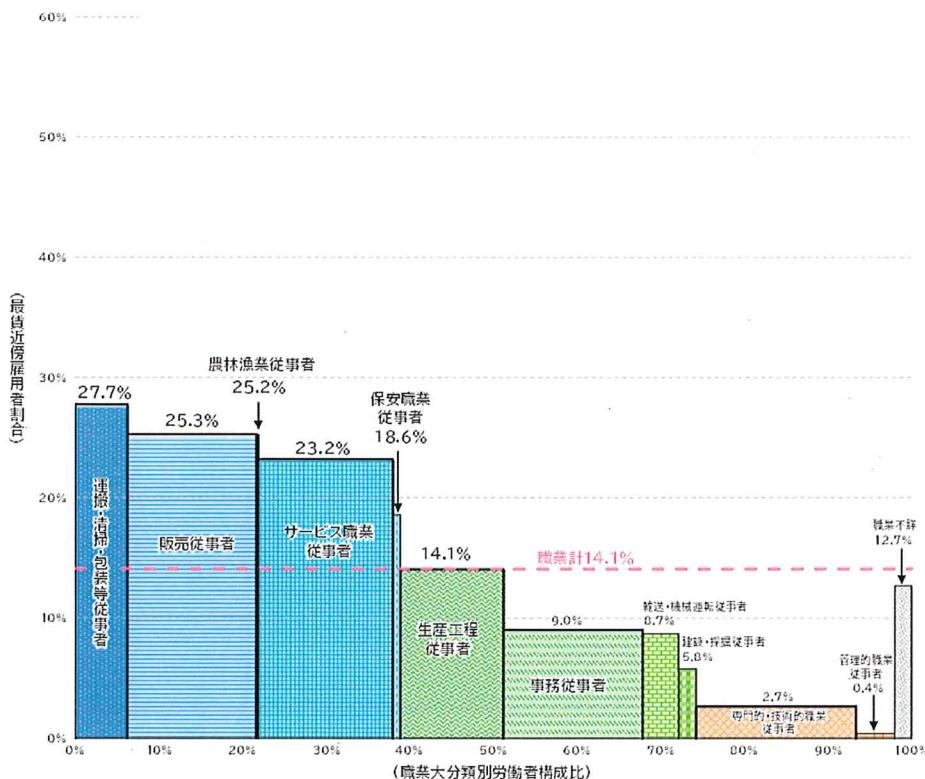
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民間事業所の数値。

2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、該組の「最賃近傍雇用者割合」は常用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、過勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（4）

- 職業別の影響の大きさ
- 性別、年齢別の影響の大きさ

図表 2.1.32 職業別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

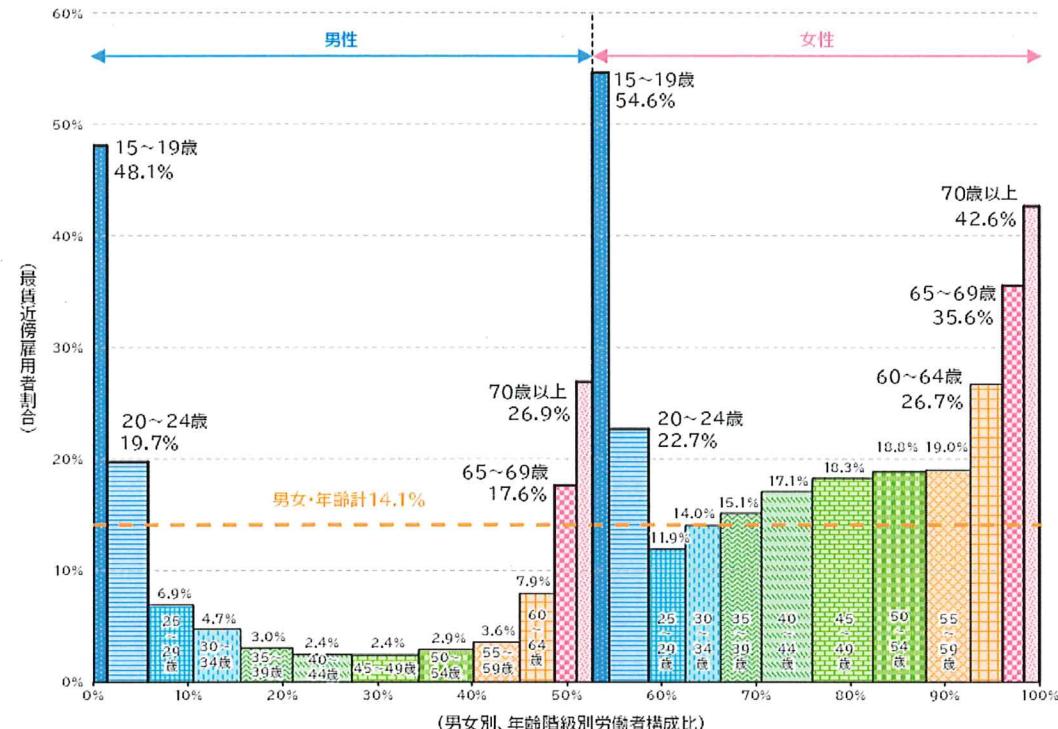
(注)1. 勤用労働者数が10人以上の民間事業所及び雇用労働者数が5~9人で企業全体の勤用労働者数も5~9人である民間事業所の数値。

2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点まで適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、該種の「最賃近傍雇用者割合」は最賃近傍雇用者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、直勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

3. 横棒の「職業大分類別労働者構成比」は、職業別労働者数に占める各区分の雇用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者の割り比例(職業別労働者数に占める比率)を示している。

図表 2.1.34 男女別、年齢階級別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)1. 勤用労働者数が10人以上の民間事業所及び雇用労働者数も5~9人である民間事業所の数値。

2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点まで適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、該種の「最賃近傍雇用者割合」は雇用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、直勤手当、精勤手当、家族手当を含む。

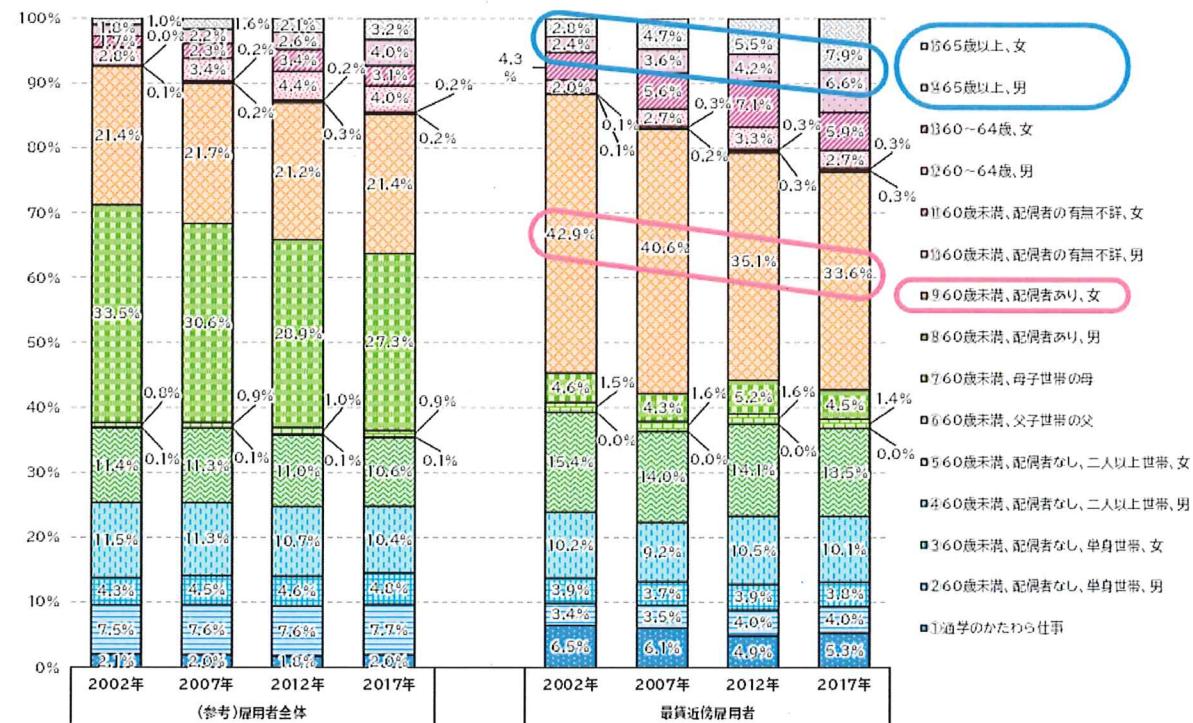
3. 横棒の「男女別・年齢階級別労働者構成比」は、男女別・年齢階級別労働者数に占める各区分の雇用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者の割り比例(男女別・年齢階級別労働者数に占める比率)を示している。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（5）

- 職業別の影響の大きさ
- 性別、年齢別の影響の大きさ

図表 2.2.2 最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)1、「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得／50週／主な仕事の週の労働時間×居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×1.1である雇用者を定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一样に分布していると仮定して集計を行っている。

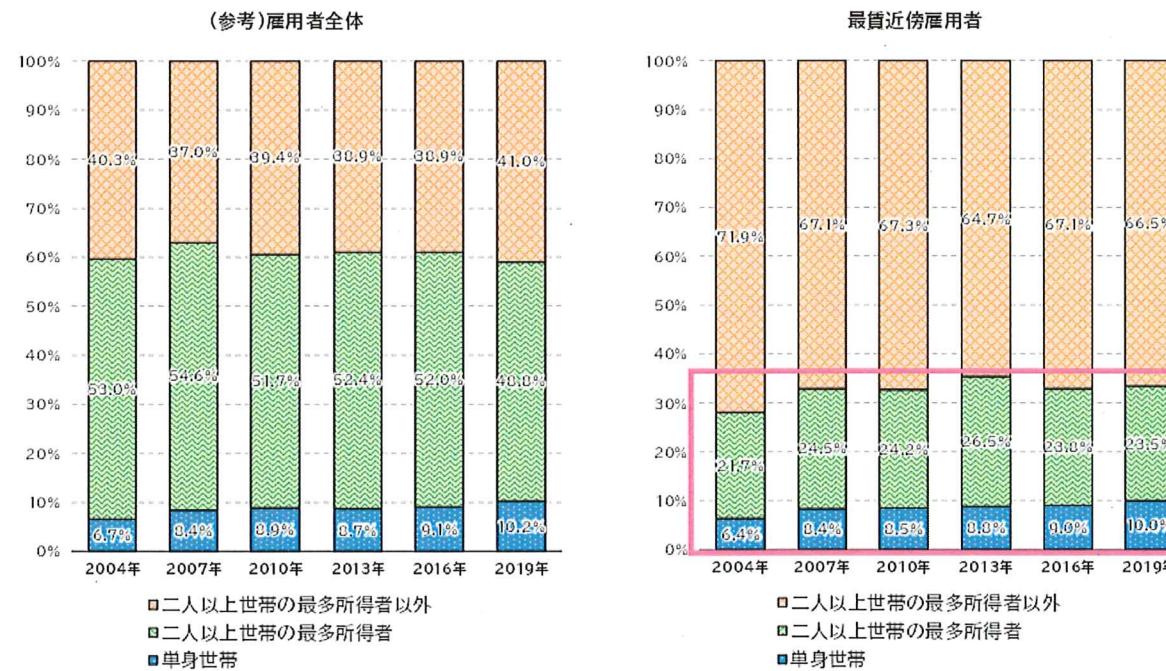
2、主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（6）

■ 最低賃金近傍雇用者の3割程度が世帯の最多所得者

既存研究では（正社員の夫をもつ）主婦パートや学生アルバイトが最低賃金近傍雇用者であるとされてきたが、統計を丁寧に観察すると事実発見も。

図表 2.2.3 最賃近傍雇用者のうち世帯の最多所得者割合の推移



(資料出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注)1. 集計対象は、雇用者(役員を除く)のうち、現在の主な仕事の就業開始時期が調査年の前年の1月以前であり、前年の雇用者所得に記載のある者に限っている。

2. 調査年の前年の雇用者所得／50週×調査年の5月の特定の1週間の就業時間により時間当たり賃金を推計し、これが調査年の前年の秋より適用されている居住地の地域別最低賃金額×1.1より低い者を最賃近傍雇用者としている。

第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活（7）

■ 最低賃金の引上げによって生じる就業調整 時給1015円を超える地域が拡大

図表 2.3.11 「就業調整」の具体的な内容

「就業調整」の具体的な内容(複数回答)	(%)
配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を103万円以下に抑えている	36.5
自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額(103万円)以下に抑えている	27.6
配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を130万円未満に抑えている	24.6
配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を103万円超141万円未満に抑えている	19.1
住民税がかからないよう、自身の収入を100万円以下に抑えている	11.7
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満、月額賃金を8.8万円未満等に抑えている	11.2
配偶者の勤務先から手当(配偶者手当や家族手当等)がもらえるようにしている(103万円・130万円以下等)	10.8
社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の4分の3未満に抑えている	7.6
受給している公的年金が支給停止にならないよう(あるいは減額率が小さくなるよう)にしている	6.0
雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満に抑えている	4.8
所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を195万円以下に抑えている	1.8
その他	3.4
無回答	6.2

(資料出所) (株)労働政策研究・研修機構「JILPT調査シリーズNo.182「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果」

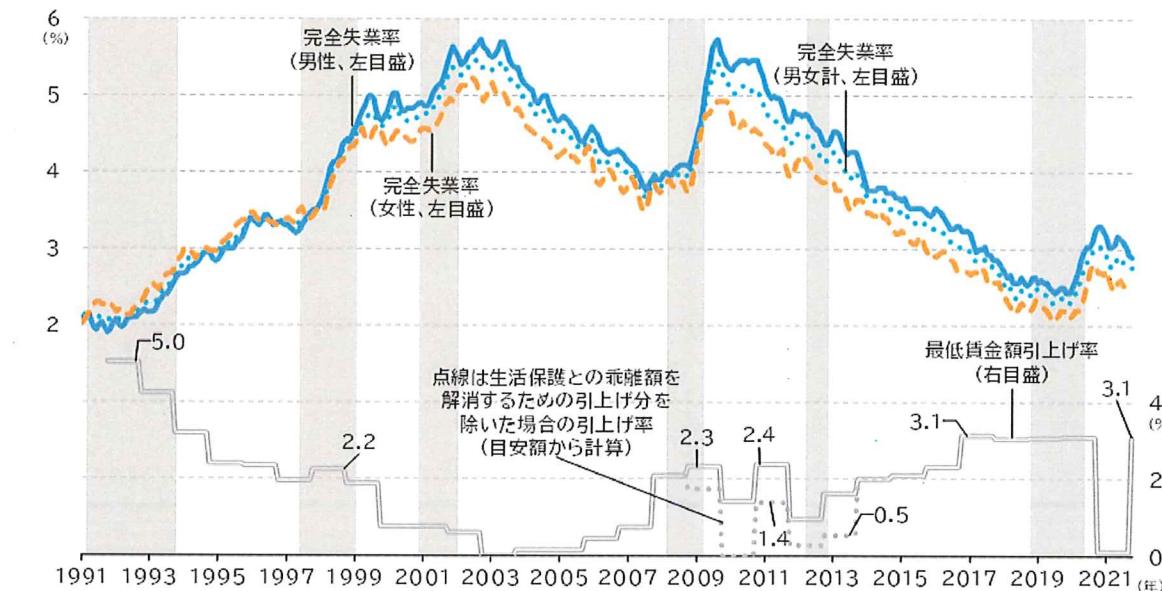
(注)平均選択数(個) 1.8

第3章 最低賃金と労働市場（1）

- 失業が高い時（不況期）には引上げを控える傾向
- 例外的な時期

- 2007～2012年度（生活保護との乖離解消）
- 2021年度

図表 3.1.3 完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

(注)1. 完全失業者率は、月次季節調整値を3箇月移動平均した。

2. シャドー部分は景気後退期。2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷日暫定。

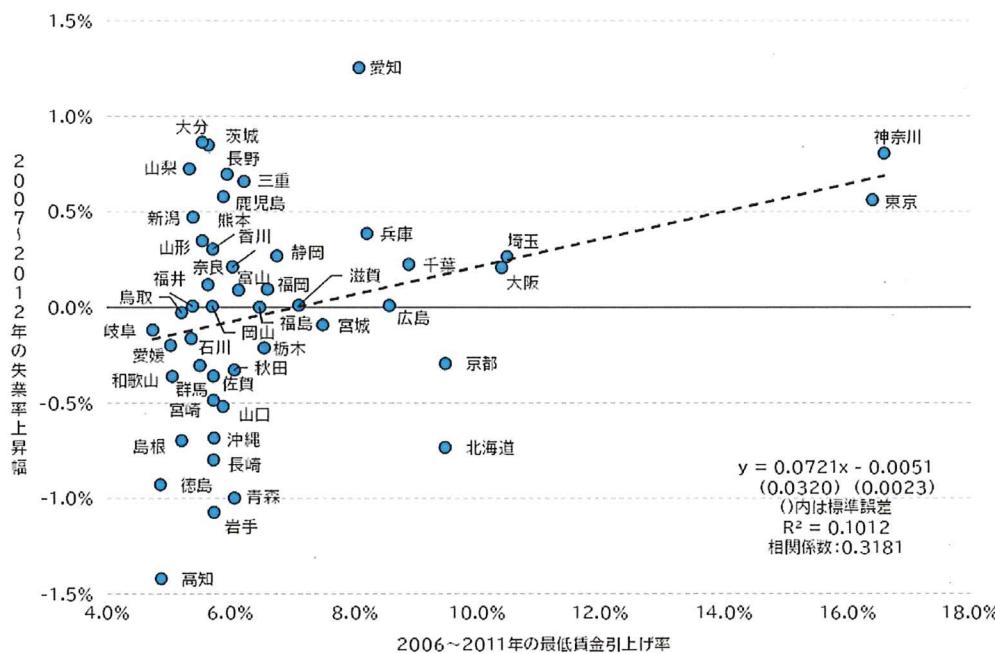
3. 最低賃金引上げ率は最低賃金の全国加重平均から計算。毎年10月から改定後の最低賃金が適用されたものとした。

第3章 最低賃金と労働市場 (2)

■ 最低賃金と失業率との関係

- 2007～2012年度：最低賃金引上げ率と失業率上昇に**正**の相関
- 2012～2017年度：最低賃金引上げ率と失業率上昇に**負**の相関

図表 3.1.4 乖離解消期（2007年～2012年）における都道府県別の最低賃金引上げ率と失業率上昇幅の関係



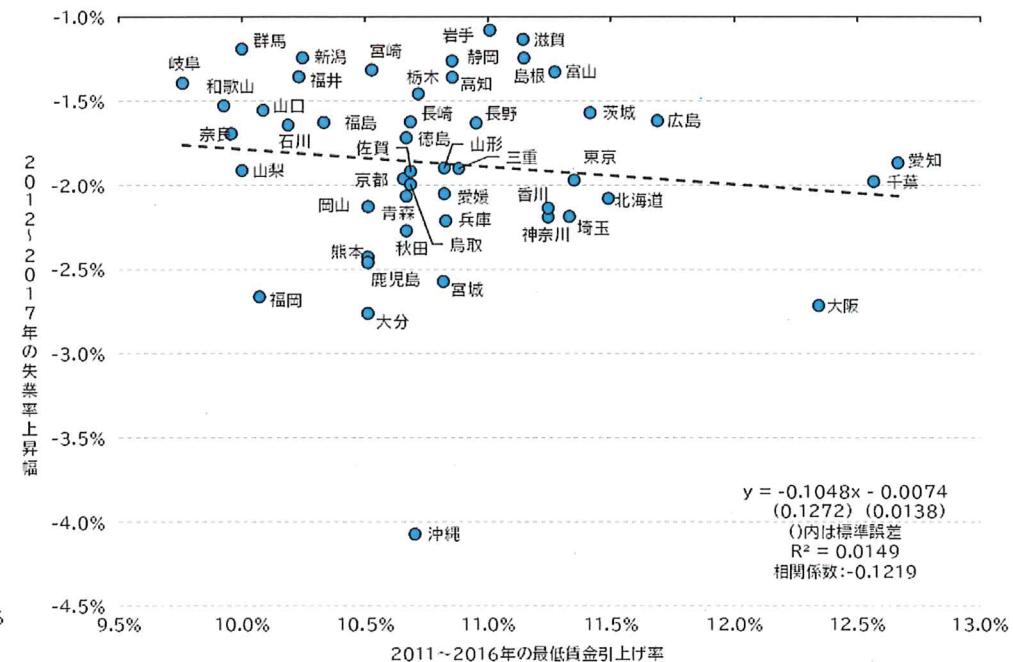
(資料出所) 権務省「就業構造基本調査」より作成。

(注) 1. 「2006～2011年の最低賃金引上げ率」は、以下により算出。

2011年秋より適用された地域別最低賃金額／2006年秋より適用された地域別最低賃金額-1

2. 失業率は、求職者数／(有業者数+求職者数)により算出。

図表 3.1.5 乖離解消直後期（2012年～2017年）における都道府県別の最低賃金引上げ率と失業率上昇幅の関係



(資料出所) 権務省「就業構造基本調査」より作成。

(注) 1. 「2011～2016年の最低賃金引上げ率」は、以下により算出。

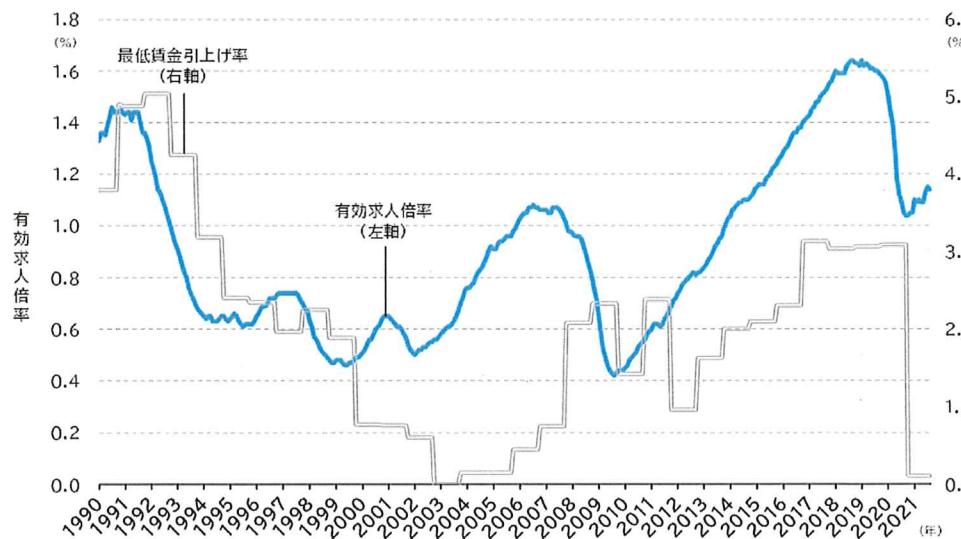
2016年秋より適用された地域別最低賃金額／2011年秋より適用された地域別最低賃金額-1

2. 失業率は、求職者数／(有業者数+求職者数)により算出。

第3章 最低賃金と労働市場（3）

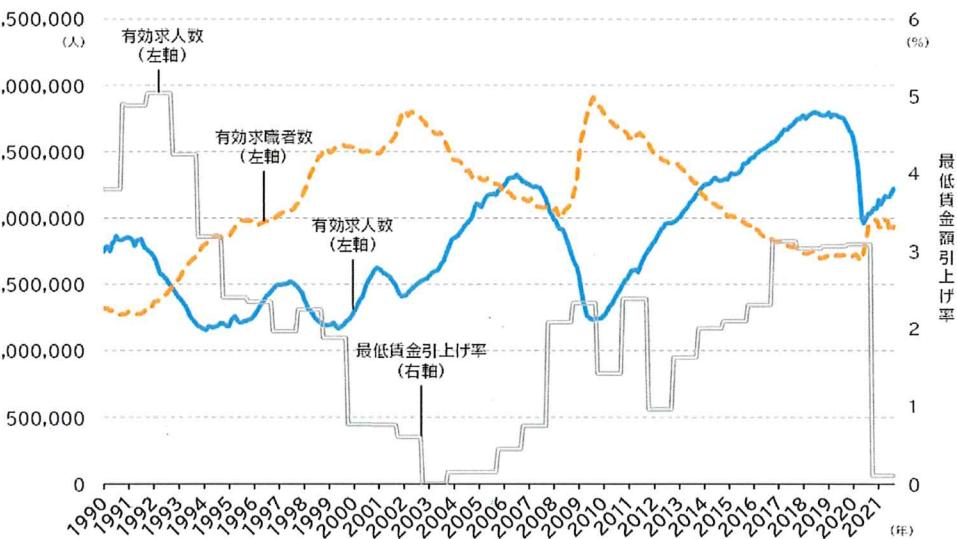
■ 求人数・求職者数との関係でみても、労働市場が好況時に比較的大きく引き上げられてきた。

図表 3.3.3 最低賃金引上げ率と有効求人倍率の推移



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」
(注)1. 最低賃金額は全国加重平均であり、毎年10月1日前後から改訂後の最低賃金が適用されている。
2. 有効求人倍率は毎次季節調整値を使用した。

図表 3.3.5 最低賃金引上げ率と有効求人数・有効求職者数の推移

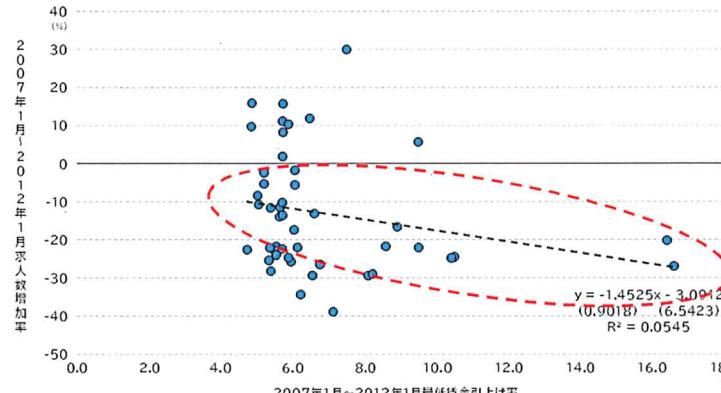


(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」
(注)1. 最低賃金額は全国加重平均であり、毎年10月1日前後から改訂後の最低賃金が適用されている。
2. 有効求人数、有効求職者は毎次季節調整値を使用した。

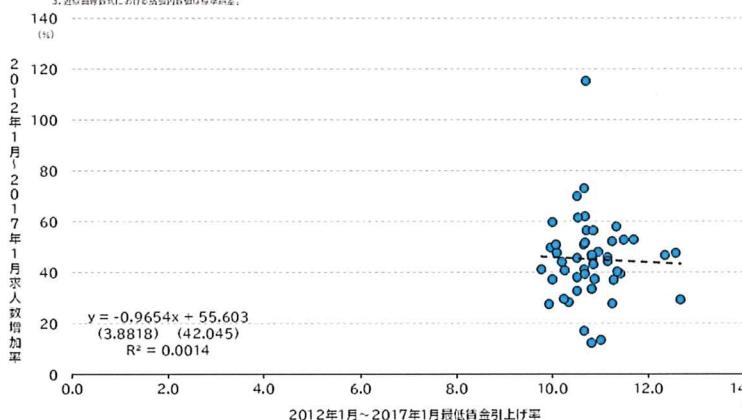
第3章 最低賃金と労働市場 (4)

最低賃金引上げ率と求人数・求職者数との相関

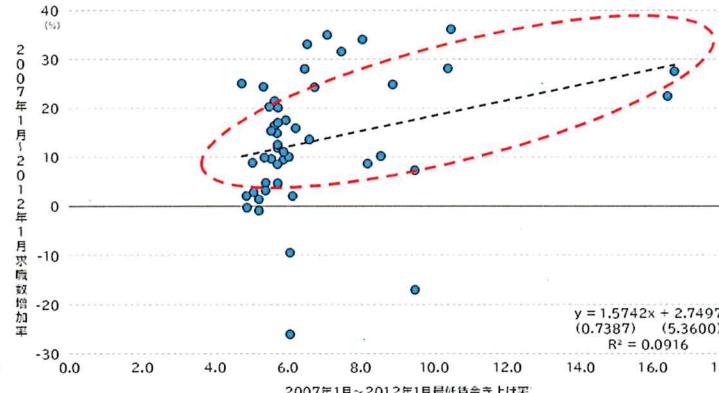
	2007～2012年度	2012～2017年度
求人数	負に相関（統計的に有意）	相関関係なし
求職者数	正に相関（統計的に有意）	相関関係なし



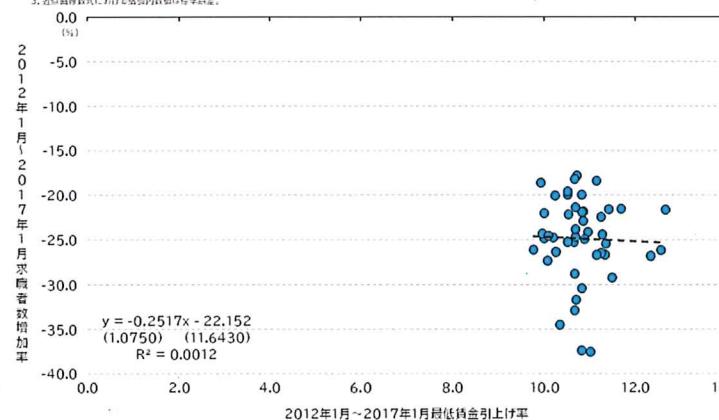
(資料出所)厚生労働省「職業安定統計月報」
(注1)「2007年1月～2012年1月最低賃金引上げ率」は、「2012年1月に適用された地域最低賃金／2007年1月に適用された地域最低賃金＝1」により算出。
2、「2007年1月～2012年1月の求人増加率」は、「2012年1月の求人数／2007年1月の求人数＝1」により算出。
3、直線回帰分析における判定内数値は標準誤差。



(資料出所)厚生労働省「職業安定統計月報」
(注1)「2012年1月～2017年1月最低賃金引上げ率」は、「2017年1月に適用された地域最低賃金／2012年1月に適用された地域最低賃金＝1」により算出。
2、「2012年1月～2017年1月の求人増加率」は、「2017年1月の求人数／2012年1月の求人数＝1」により算出。
3、直線回帰分析における判定内数値は標準誤差。



(資料出所)厚生労働省「職業安定統計月報」
(注1)「2007年1月～2012年1月最低賃金引上げ率」は、「2012年1月に適用された地域最低賃金／2007年1月に適用された地域最低賃金＝1」により算出。
2、「2007年1月～2012年1月の求人増加率」は、「2012年1月の求人数／2007年1月の求人数＝1」により算出。
3、直線回帰分析における判定内数値は標準誤差。

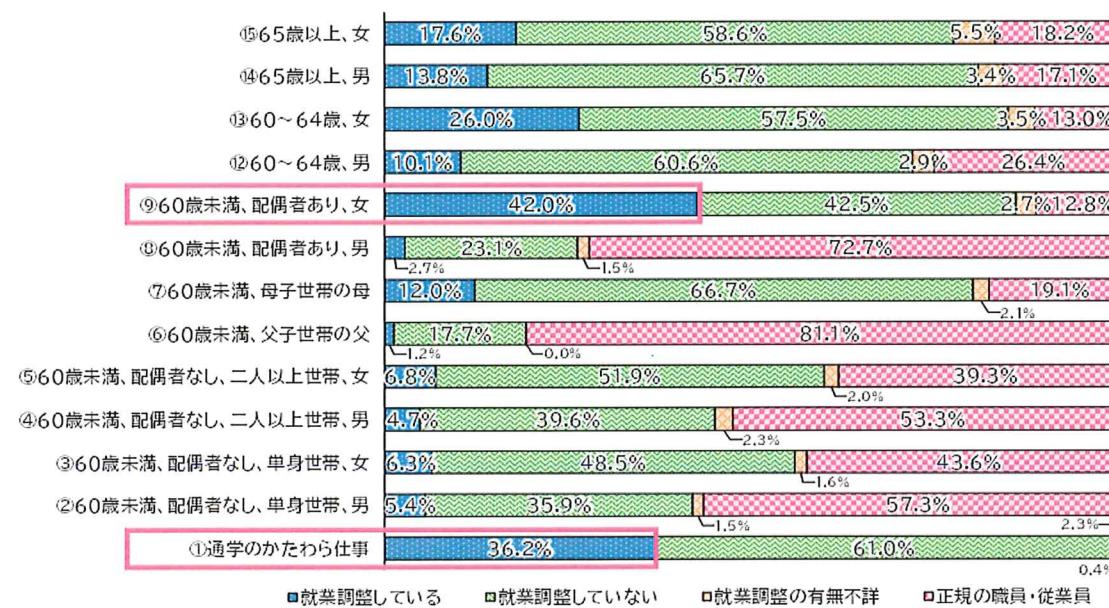


(資料出所)厚生労働省「職業安定統計月報」
(注1)「2012年1月～2017年1月最低賃金引上げ率」は、「2017年1月に適用された地域最低賃金／2012年1月に適用された地域最低賃金＝1」により算出。
2、「2012年1月～2017年1月の求人増加率」は、「2017年1月の求人数／2012年1月の求人数＝1」により算出。
3、直線回帰分析における判定内数値は標準誤差。

第3章 最低賃金と労働市場（5）

■ 最賃近傍雇用者（最低賃金の引き上げによって賃金が上昇しやすい層）で就業調整が起こっている可能性

図表 3.4.3 最低賃金近傍労働者における就業調整状況（属性別）



（資料出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成

（注）1、「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得／50週×主な仕事の週の労働時間×居住地の地域別最低賃金額（調査年の前年秋より適用されたもの）×1.1である雇用者と定義。

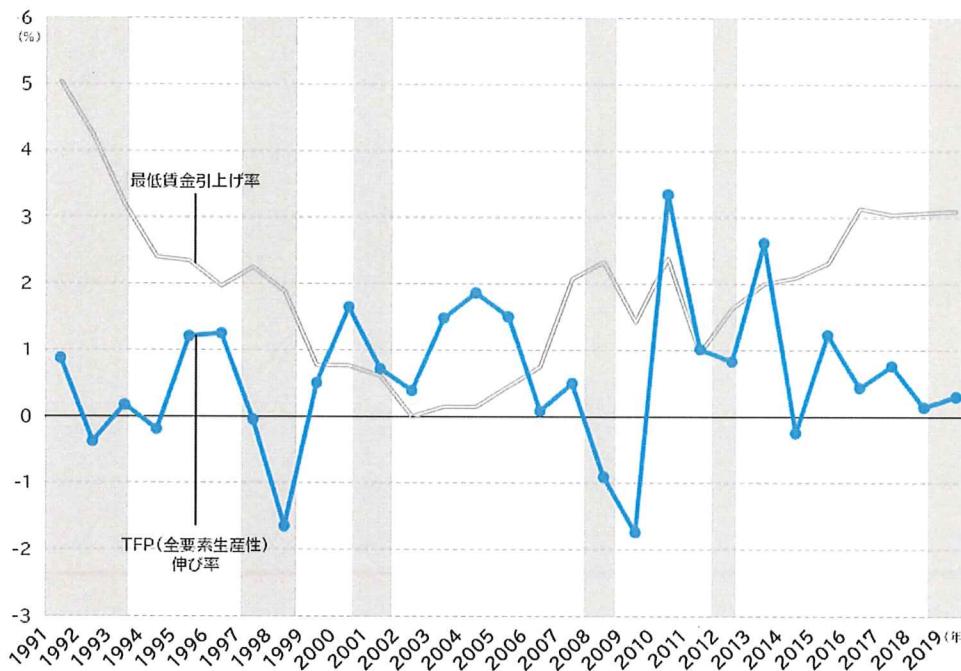
就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一样に分布していると仮定して集計を行っている。

2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者（役員を除く）のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

第4章 最低賃金の生産性、企業の対応（1）

- 最低賃金と生産性（全要素生産性）との明確な関係みられず
- 最低賃金と1時間あたり県内総生産額（実質）の伸び率との相関もみられず

図表 4.1.7 TFP(全要素生産性)伸び率と最低賃金額伸び率の推移



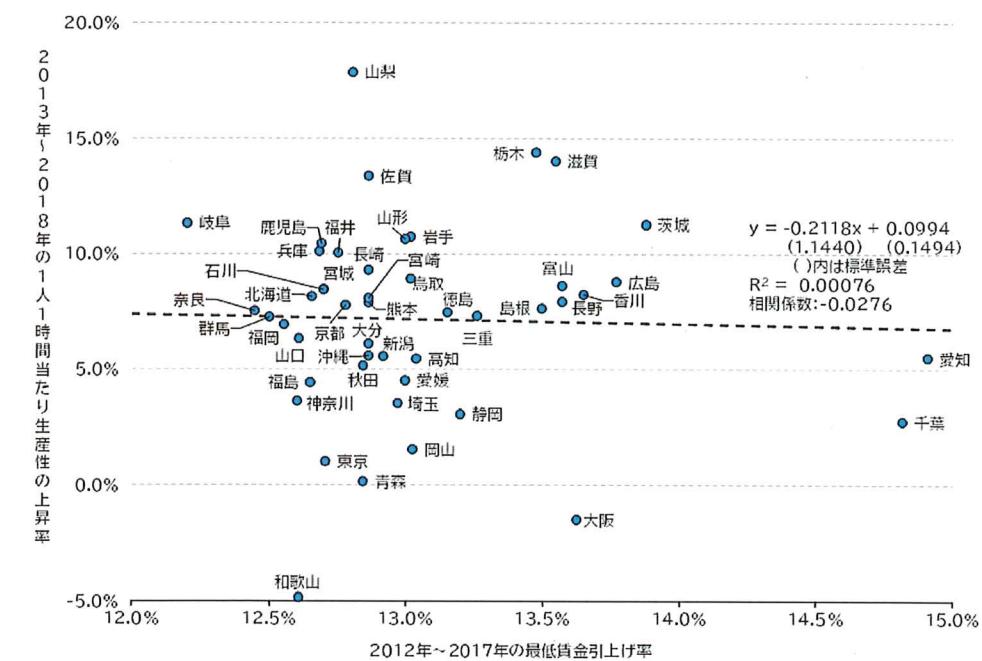
（資料出所）公益財團法人日本生産性本部「生産性データベース」

（注）1. 最低賃金額は、各年の秋から適用された最低賃金額の全国加重平均。

2. シヤード部分は景気後退期。2018年10月山口及び2020年5月の値は暫定。

3. 図表の構成は各年度とも四半期で作成（景気の部分も含む）しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

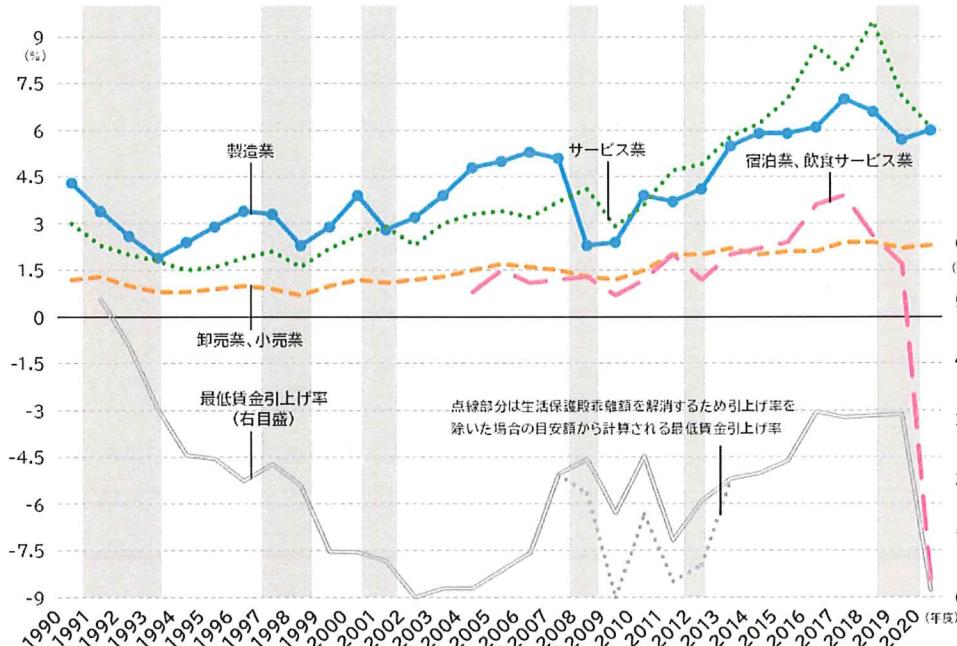
図表 4.1.8 1時間当たり県内総生産額（実質）の伸びと最低賃金引上げ率



第4章 最低賃金の生産性、企業の対応（2）

- 最低賃金と産業別の売上高経常利益率との明確な関係がみられず
- 最低賃金と資本金規模別の売上高経常利益率との明確な関係がみられず

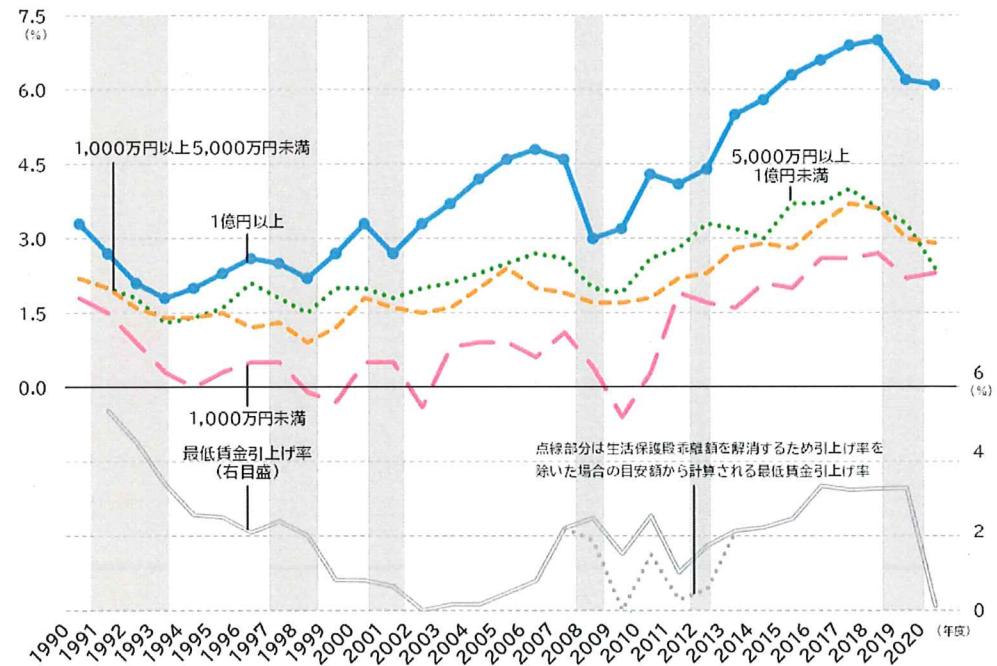
図表 4.2.2 主な産業別売上高経常利益率と最低賃金額引上げ率の推移



(資料出所)財務省「法人企業統計調査」とともに厚生労働省労働基準局にて作成
(注)1.最低賃金引上げ率は、各年度の秋より適用された地域別最低賃金の全国加重平均のもの。
2.シャドー部分は景気後退期。2010年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。

3.図表の横軸は各年度とも四半期で作成(景気の部分も含む)しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

図表 4.2.3 資本金階級別売上高経常利益率と最低賃金額の推移（金融・保険業を除く全産業）

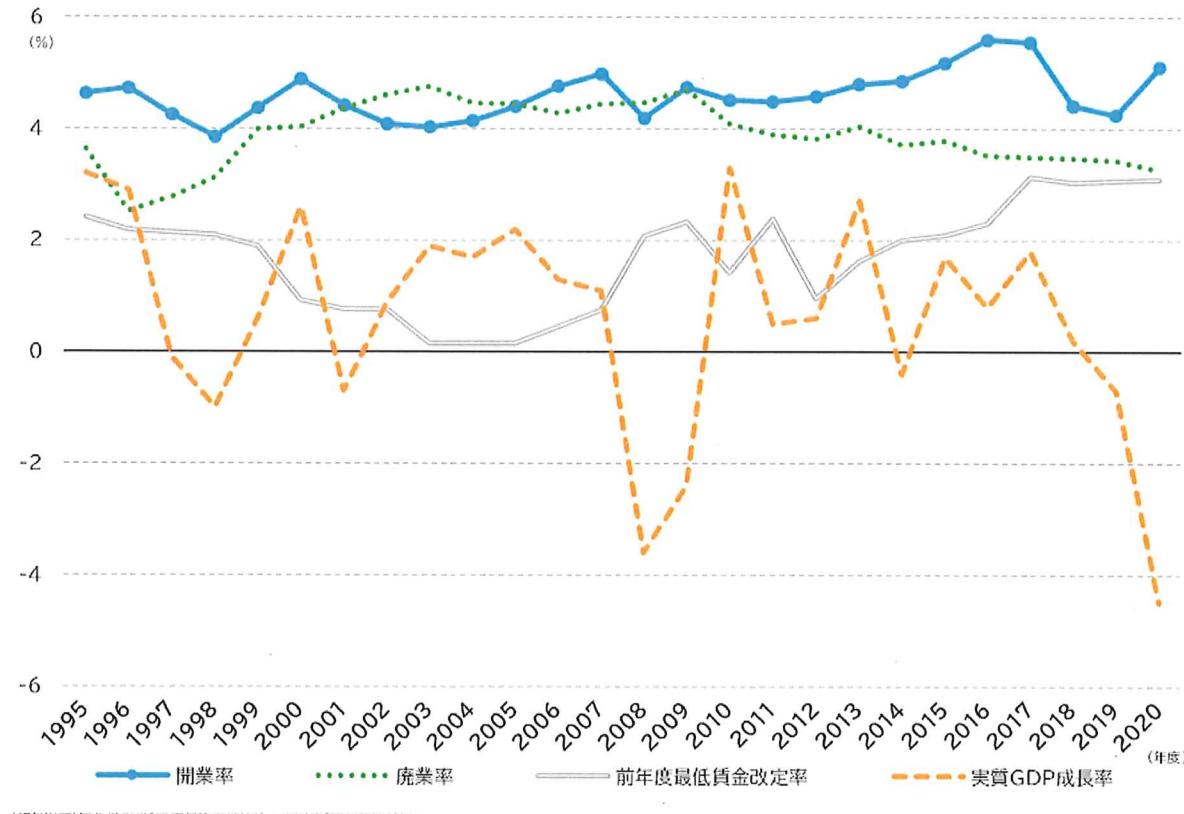


(資料出所)財務省「法人企業統計調査」とともに厚生労働省労働基準局にて作成
(注)1.最低賃金引上げ率は、各年度の秋より適用された地域別最低賃金の全国加重平均のもの。
2.シャドー部分は景気後退期。2010年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。
3.図表の横軸は各年度とも四半期で作成(景気の部分も含む)しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

第4章 最低賃金の生産性、企業の対応（3）

- 最低賃金と開業率・廃業率との明確な関係みられず

図表 4.2.15 雇用保険適用事業所でみた開・廃業率と経済成長率、最低賃金引上げ率

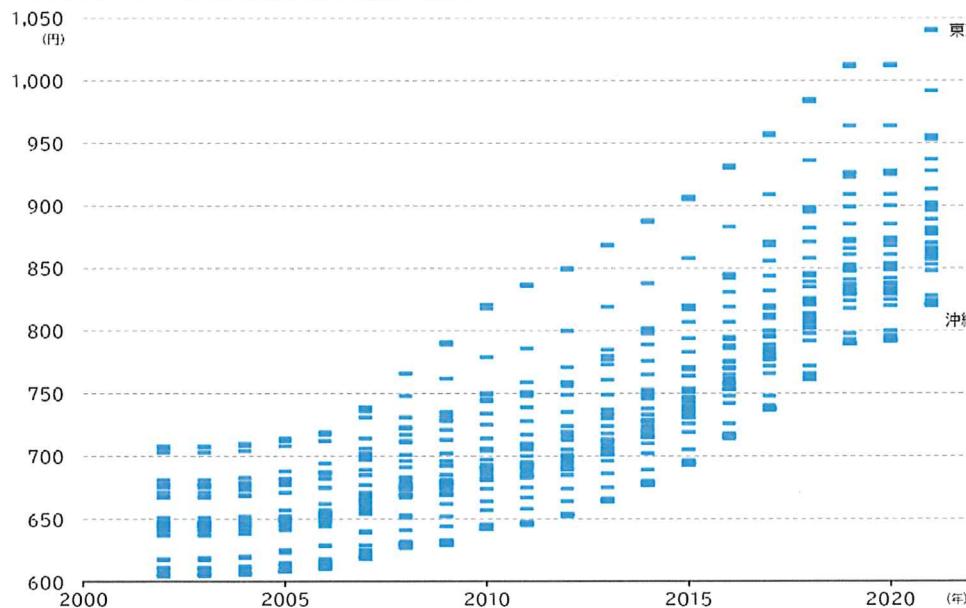


第5章 最低賃金と地域（1）

■ 都道府県間の最低賃金額の差

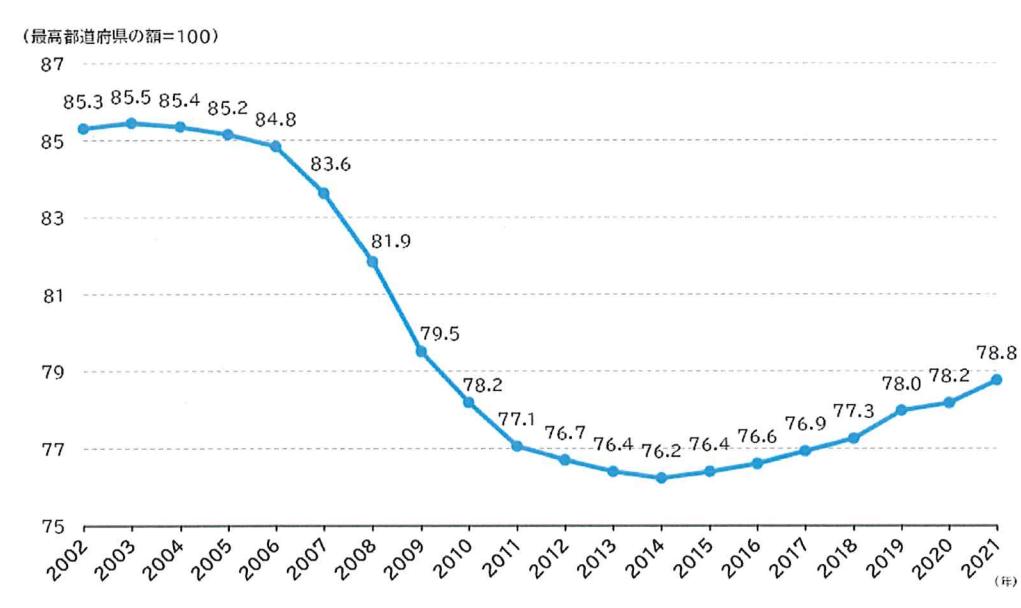
- 2007～2012年に（最大値と最小値の）差が広がる
- その後縮小傾向

図表 5.1.3 地域別最低賃金額の推移



(資料出所)厚生労働省資料から作成
(注)各年、各都道府県の最低賃金額をプロットした。

図表 5.1.4 地域別最低賃金の最高額を100としたときの最低額の推移

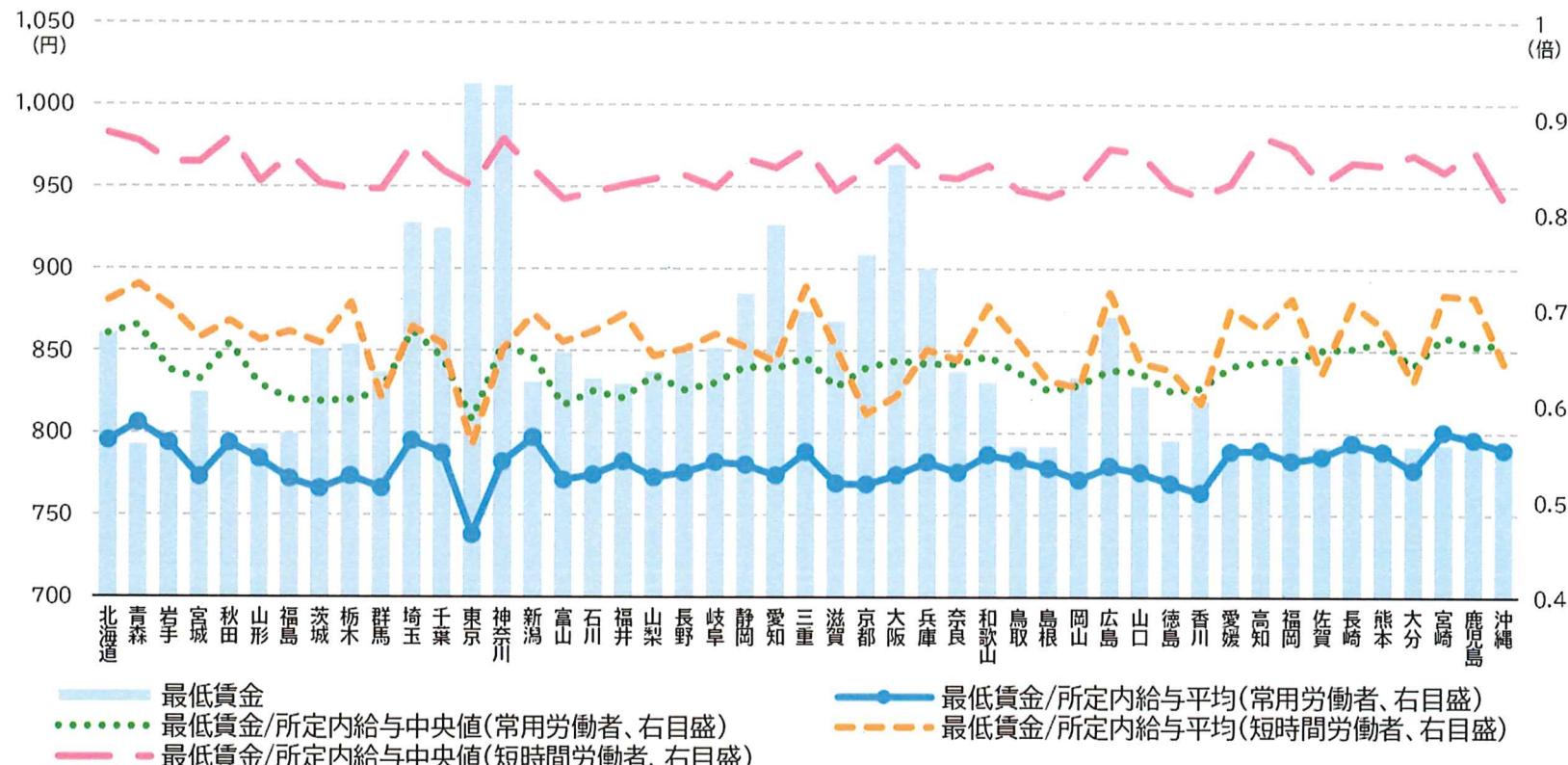


(資料出所)厚生労働省資料から作成

第5章 最低賃金と地域（2）

- 所定内給与に対する最低賃金の比率（カイツ指標）
 - 都道府県間でのばらつき（“張り付き”とも関係）

図表 5.1.7 所定内給与に対する最低賃金の比率（2020年6月）

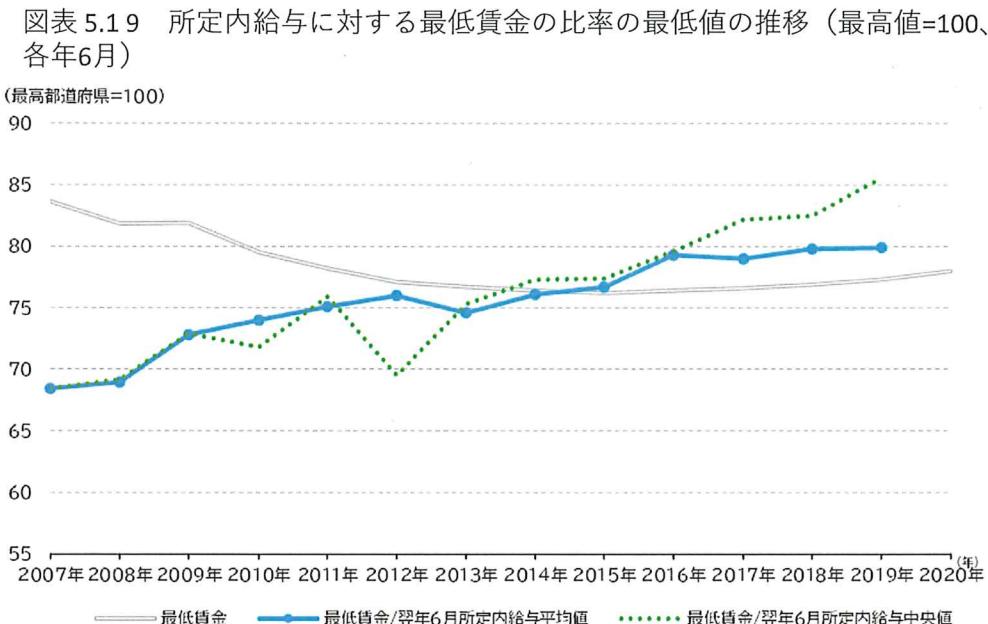


(資料出所)厚生労働省資料、厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」(調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計)

(注)1. 所定内給与は、常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の常用労働者の1時間当たりの金額であり、6月の所定内給与額を6月の所定内労働時間で除して算出。
2. 最低賃金は、2020年6月に適用されていた地域別最低賃金額。

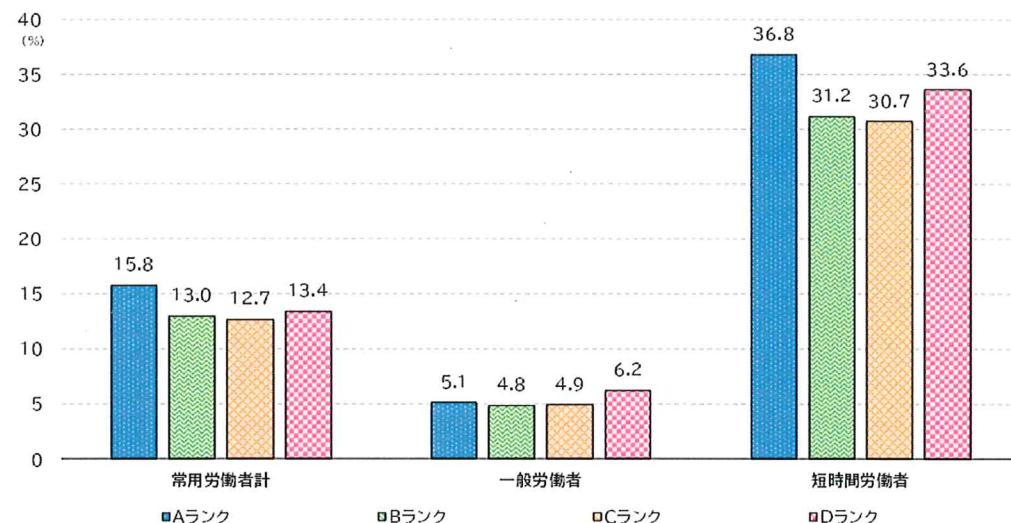
第5章 最低賃金と地域（3）

- 都道府県間の最低賃金の差をカイツ指標でみると、縮小傾向
- 最低賃金近傍雇用者の割合をランク別でみると、Aランクに次いでDランクが多い。



(資料出所)厚生労働省資料、厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」(調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計)
(注)1. 所定内給与は、常用労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民間事業所の常用労働者の1時間当たりの金額であり、6月の所定内給与額を6月の所定内労働時間で除して算出。
2. 最低賃金は、2020年6月に適用されていた地域別最低賃金額。

図表 5.1.16 ランク別最賃近傍雇用者の割合（2020年6月）



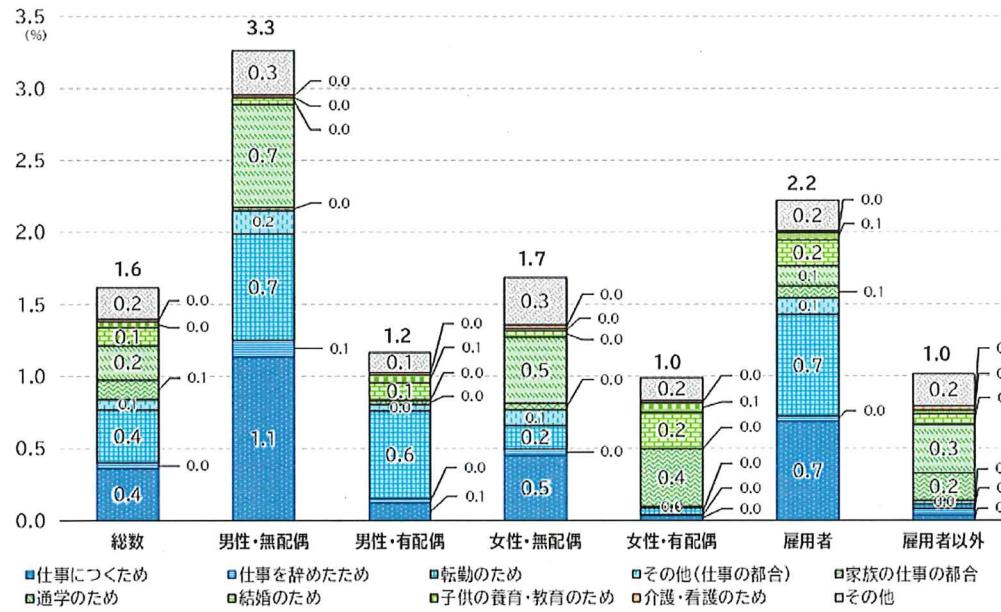
(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
(注)1. 2020年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の最低賃金の1.1倍未満の者を「最賃近傍雇用者」とした。
2. 常用労働者数が10人以上の民間事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民間事業所の常用労働者が集計対象。

第5章 最低賃金と地域 (4)

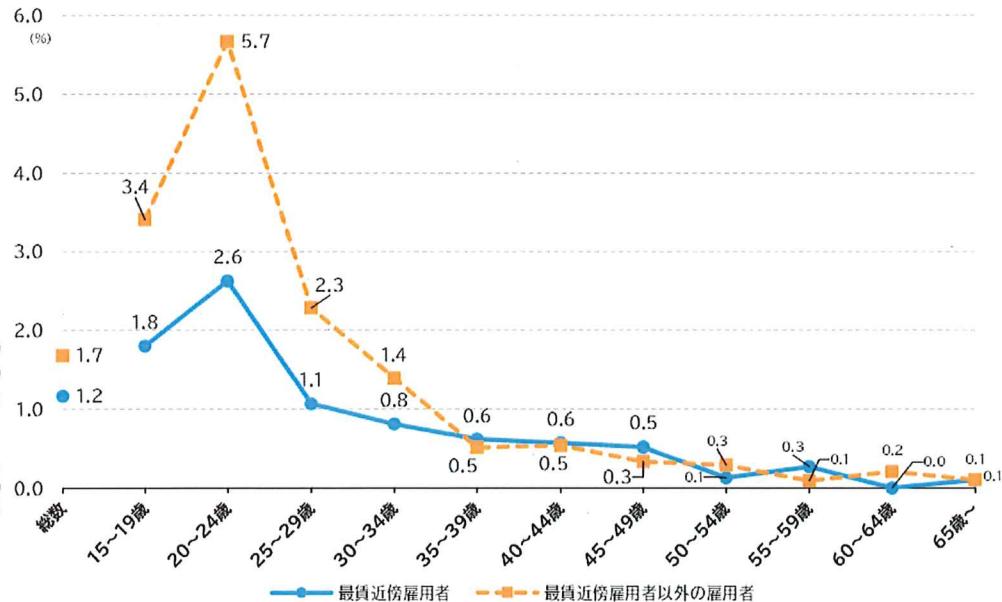
■ 都道府県間の移動に最低賃金が影響しているか

- 「仕事につくため」の移動は、男性あるいは無配偶者に多い
- 「仕事につくため」に県間移動するのは若年層

図表 5.2.6 過去1年間の県間移動率と理由の内訳



図表 5.2.7 無配偶雇用者の過去1年間における「仕事につくため」を理由とした県間移動率



(資料出所)厚労省「平成29年就業構造基本調査」より厚生労働省が作成

(注)最賃近傍雇用者は、地元別最低賃金額の1.1倍未満の時間当たり賃金の雇用者。

最低賃金の今後の焦点

- あと1年ないし2年は、3%程度の引上げが見込まれる。
- 1000円超えの水準は重要な分岐点。
 - ・ 目先の目標達成。その後の方向性。
 - ・ 社会保険加入要件（月収8.8万円）との関係性。

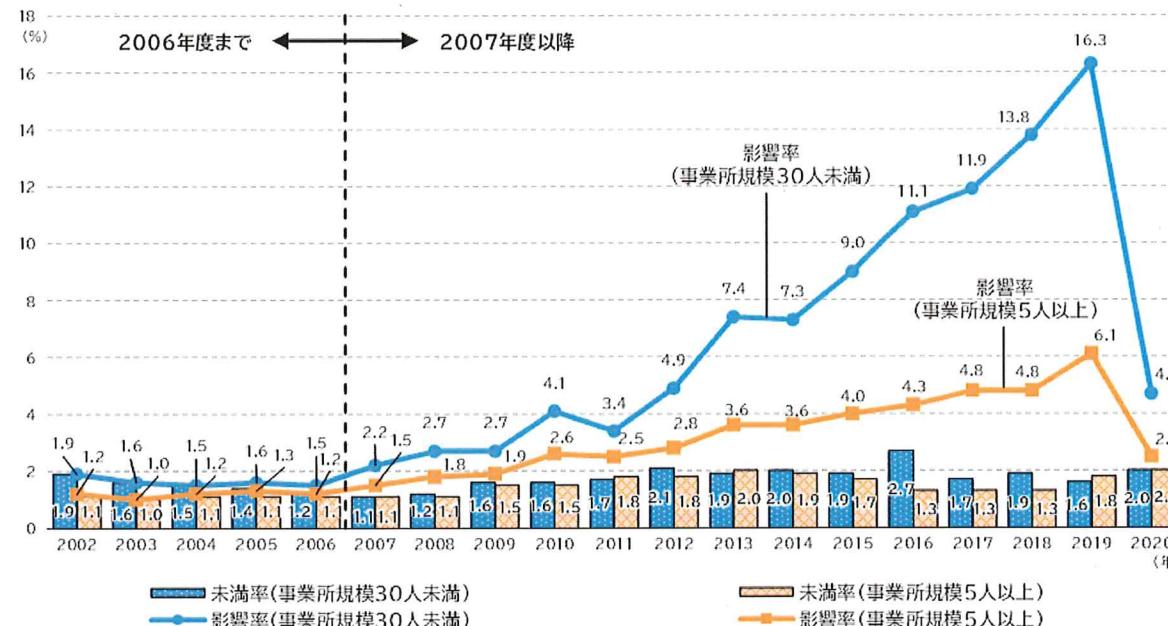
【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2022について」

「…人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。…」

【参考】最低賃金の未満率・影響率

- 未満率：最低賃金を改定する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合
- 影響率：最低賃金を引き上げたときに従前の賃金が最低賃金未満となる労働者の割合
- 影響率は年々上昇する傾向

図表 1.1.8 最低賃金の未満率・影響率の推移



(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(特別集計)

(注) 1.「最低賃金に関する基礎調査」、事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としており、「賃金構造基本統計調査」は、事業所規模5人以上を対象としている。

賃金構造基本統計調査では、2020年から調査事項や集計方法が変更されたため、2015～2020年の数値は、時系列比較を行うために2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものであり、2014年以前とは連続しない。

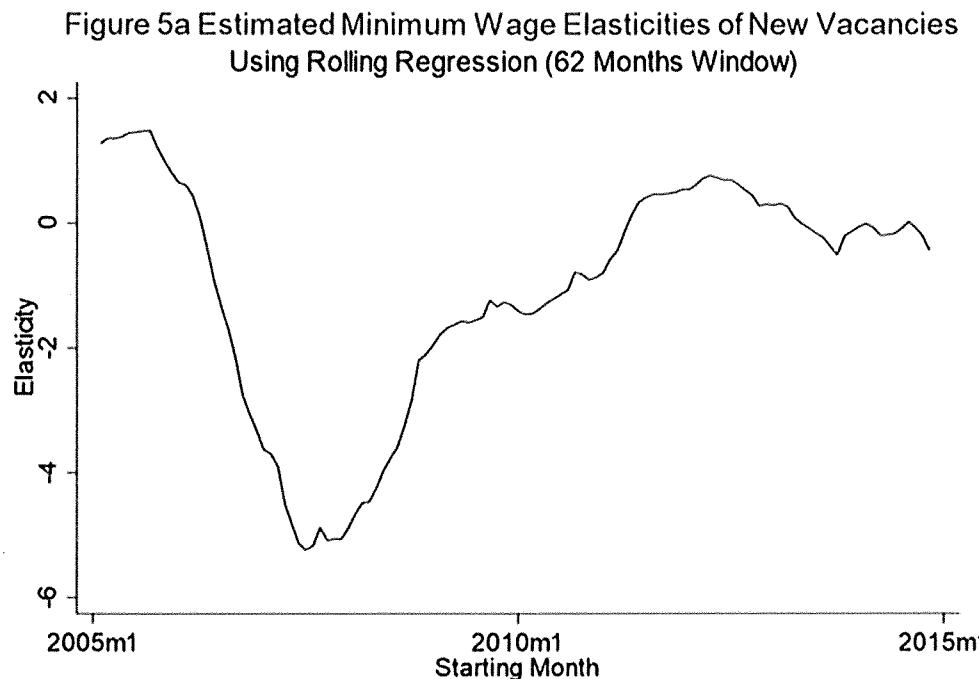
2.「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合であり、「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

【参考】最低賃金の求人数・求職者数への影響

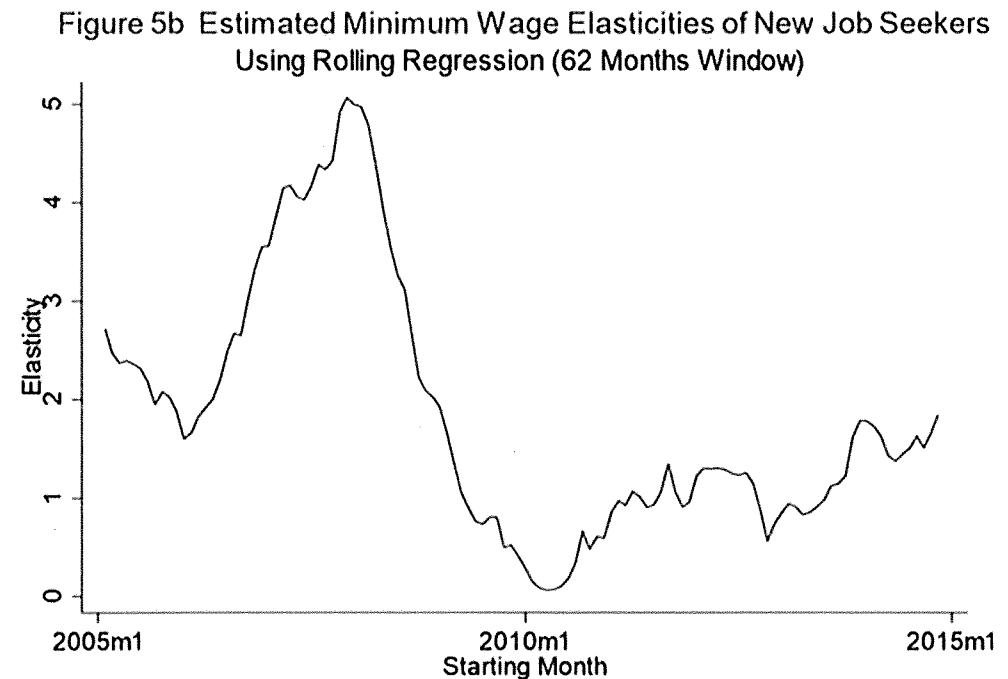
- P16をより詳細に分析した結果がこれら2つの図。
- 2007～2012年の最低賃金の引上げは求人数に負の影響を、求職者数に正の影響を及ぼしていた。

(引用文献) Ohta, S., and Komae, K. "Vacancies, Job Seekers, and Minimum Wages: Evidence from Public Employment Placement Service Data," Keio-IES Discussion Paper Series, DP2022-004.

図表 3.3 10 ローリング回帰分析による最低賃金の求人数弾力性の推移

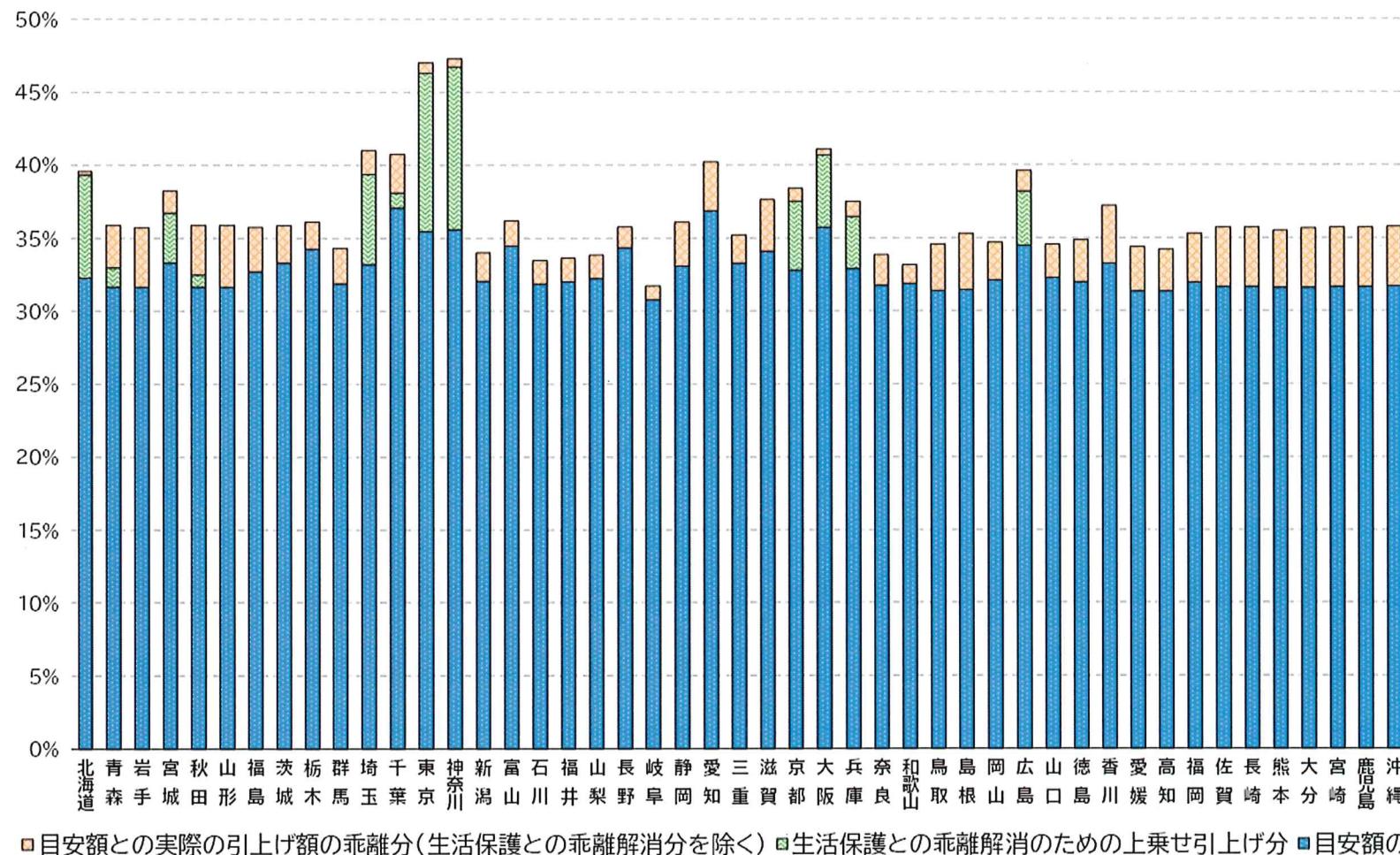


図表 3.3 11 ローリング回帰分析による最低賃金の求職者数弾力性の推移



【参考】最低賃金引上げ率の要因分解

図表 5.1.5 最低賃金引上げ率（2002年から2021年）の要因分解



□目安額との実際の引上げ額の乖離分(生活保護との乖離解消分を除く) □生活保護との乖離解消のための上乗せ引上げ分 □目安額の累計

(資料出所)厚生労働省資料より作成

(注)「生活保護との乖離解消のための上乗せ引上げ分」は、平成20～26年度の中央最低賃金審議会の答申に記載された「最低賃金額が生活保護水準を下回っている地域の乖離額」と「当該年度の当該都道府県の実際の最低賃金引上げ額」のうち小さい方の額から当該都道府県が属するランクの目安額を差し引いた額(0を下回る場合は0を累計して算出)。